

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月四日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第六号

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職務の級の分類に関する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後				改正前			
三十八 備考 (略)	(略)	別表第一（第二条関係） 一 行政職給料表 イ一八（略） 二 警察				別表第一（第二条関係） 一 行政職給料表 イ一八（略） 二 警察			
		職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)	職務の級 (略)	基準となる職務 (略)	機関 (略)	職務 (略)
		四級 (略)	1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務	警察本部	一―六（略） 七 高齢運転者支援室長 八―十四	四級 (略)	1 参事又は課長代理の職務 2 地方機関の次長又は課長の職務	警察本部	一―六（略） 七―十三
		七級 (略)	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 警察本部の部主管課の次席の職務 4 警察署の次長の職務 5 特に困難な業務を行う課長補佐の職務 6 警察署の特に困難な業務を行う課長の職務	警察本部	一―三十一（略）	七級 (略)	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 警察本部の部主管課の次席の職務 4 警察署の次長の職務 5 特に困難な業務を行う課長補佐の職務 6 警察署の特に困難な業務を行う課長の職務	警察本部	一―三十一（略） 三十二 高齢者交通安全対策室長 三十三―三十一 十六（略） 三十七―四十一（略）

附 則

この人事委員会規則は、令和三年四月一日から施行する。